

# 福岡県困難な問題を抱える女性への支援 に関する基本計画（素案）

福岡県

第1部

# 基本的考え方



## 第1部 基本的考え方

### 1 策定の趣旨

女性が女性であることにより、様々な困難に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉増進、人権の尊重、男女平等の実現の理念のもと、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4（2022）年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。また、その翌年には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

### 2 計画の性格

- （1）法第8条第1項の都道府県基本計画として策定するものであり、本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- （2）「第5次福岡県男女共同参画計画」における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の施策の方向（1）「人権を侵害する暴力の根絶」及び（2）「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画として、位置付けるものです。
- （3）この計画の策定趣旨を踏まえ、市町村、警察、関係機関・民間団体等における積極的な取組みを促進しつつ、なお一層の協力関係を構築し、連携を強化して取組みを進めていこうとするものです。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度までの2年間とします。

なお、法令の改正や社会情勢の変化などにより、基本的な事項の見直しや新たに取り組むべき事項が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直すこととします。

本計画における「困難を抱える女性」とは・・・

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義します。

※ 第1部においては、法施行前の実績等について記述しているため、「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」を旧売春防止法第4章に基づく旧名称（「女性相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」）で表記します。

#### 4 困難を抱える女性をめぐる福岡県の現状

##### (1) 女性相談所が受けた相談件数

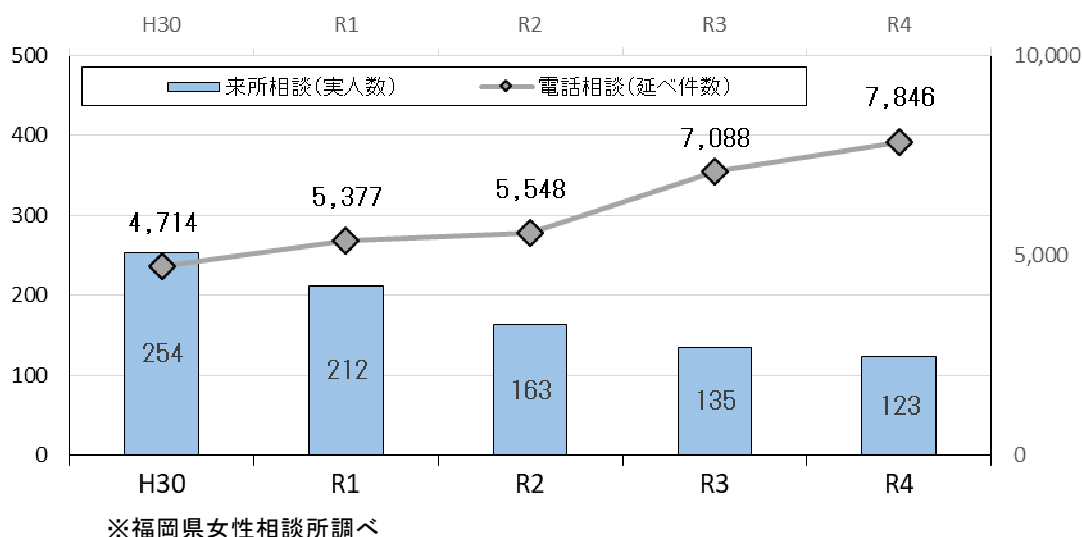
女性相談所が受けた電話相談は、令和4（2022）年度で7,846件となっており、平成30（2018）年度の約1.7倍に増加しています。

一方、来所相談人数は123人で、過去5年で一番多かった平成30（2018）年度の254人の5割に減少しています。

令和4（2022）年度の電話相談の主訴別受付状況は、「医療関係（精神・妊娠を含む）」が2,746件と最も多く、次いで、「その他の人間関係」が2,293件。暴力に関する相談が912件（「夫等からの暴力」、「子・親・親族からの暴力」、「交際相手からの暴力」の合計）となっています。

来所相談については、暴力に関するものが107件と、全体の約87%を占めています。

【図表1】女性相談所相談件数の推移



【図表2】女性相談所が受けた主訴別の電話相談の状況（件）

	夫等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	その他の人間関係	男女・性的問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰住先なし	その他	計
H30	810	1,569	87	172	1,175	77	190	460	92	82	4,714
R1	776	1,698	64	230	1,386	142	218	748	75	40	5,377
R2	801	1,510	93	194	1,375	329	234	903	65	44	5,548
R3	751	1,758	73	162	2,019	295	307	1,634	60	29	7,088
R4	726	1,490	92	94	2,293	60	243	2,746	36	66	7,846

※福岡県女性相談所調べ

【図表 3】女性相談所の来所相談(主訴別)の状況 実人員(人)

	夫等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	その他の人間関係	男女・性の問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰宅先なし	計
H30	165	8	30	10	10	6	2	1	22	254
R1	137	5	20	11	10	5	4	0	20	212
R2	109	7	16	13	1	5	1	1	10	163
R3	100	1	21	4	1	1	0	2	5	135
R4	65	5	36	6	0	1	0	3	7	123

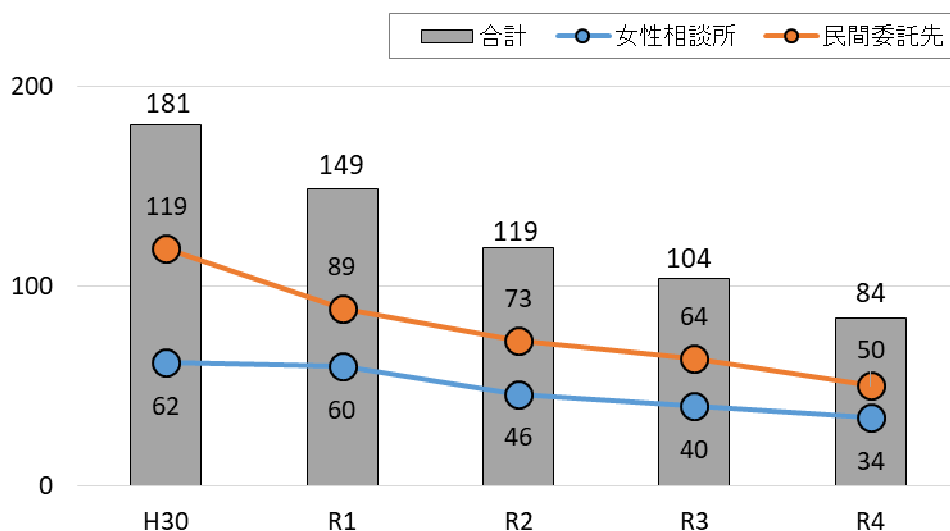
※福岡県女性相談所調べ  
 ※来所相談は一時保護に関する相談を計上

(2) 一時保護件数

本県の一時保護については、子連れの方を一時保護するにあたり母子分離を避けるなど、入所者の様々な事情を考慮し、必要に応じて県内外の民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託、県外の保護施設との広域相互利用なども活用しています。

女性相談所による一時保護件数は、減少傾向にあり、令和4(2022)年度における一時保護件数は84件、そのうち同伴児童がいる方の割合である同伴率は41.7%(35件)となっています。また、年代別では、20代~30代の入所者が多くなっています。令和4年度の主訴別一時保護の状況は、暴力によるもの(「夫等からの暴力」「子・親・親族からの暴力」「交際相手からの暴力」)が76件と9割以上となっています。

【図表 4】一時保護件数(福岡県)



※福岡県女性相談所調べ  
 ※前年度分繰越含まず

【図表5】一時保護件数（福岡県）

区分	年度	H30		R1		R2		R3		R4	
		女相	委託	女相	委託	女相	委託	女相	委託	女相	委託
件数		62	119	60	89	46	73	40	64	34	50
単身者		41	53	40	43	31	34	26	27	26	23
同伴児有		21	66	20	46	15	39	14	37	8	27

※同伴児：一時保護の際に同伴する18歳未満の子ども  
 ※福岡県女性相談所調べ  
 ※前年度分繰越含まず

【図表6】年代別・主訴別一時保護の状況（福岡県）（令和4年度）

	夫等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	その他の人間関係	男女・性的問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰宅先なし	計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～20歳未満	1	0	8	0	0	0	0	0	1	10
20～30歳未満	11	0	8	1	0	1	0	2	0	23
30～40歳未満	16	0	2	2	0	0	0	0	3	23
40歳以上	16	0	11	0	0	0	0	0	1	28
全年齢	44	0	29	3	0	1	0	2	5	84

※福岡県女性相談所調べ  
 ※前年度分繰越含まず

### (3) 婦人相談員が受けた相談件数

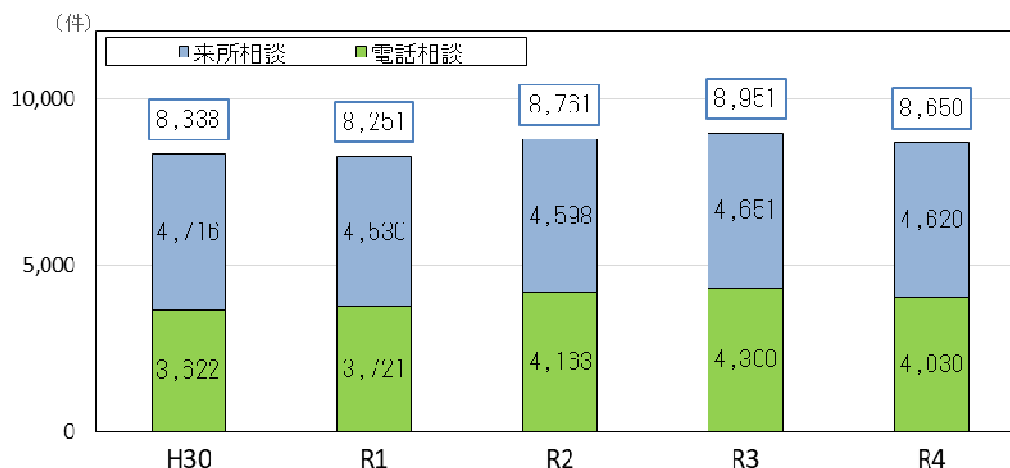
婦人相談員は、県・市福祉事務所等に 97 名（県 26 名、11 市 71 名）が配置されています（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

県及び市の婦人相談員が令和 4 年度に受けた相談は、8,694 件で、前年度から減少しています。内訳をみると、来所相談及び電話相談がそれぞれ約 5 割程度となっています。

令和 4 年度の主訴別来所相談の受付状況は、年代別では、20 代～30 代が多くなっています。相談内容は、暴力に関するものが 1,839 件（「夫等からの暴力」1,388 件、「子・親・親族からの暴力」400 件、「交際相手からの暴力」51 件）、「暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）」が 1,622 件、「医療関係（精神・妊娠を含む）」が 269 件となっています。

県・市別では、政令市が全体の約 7 割を占めています。

【図表 7】 婦人相談員が受けた相談件数



※福岡県男女共同参画推進課調べ

【図表 8】 婦人相談員が受けた主訴別・来所相談の状況(福岡県) (令和 4 年度)

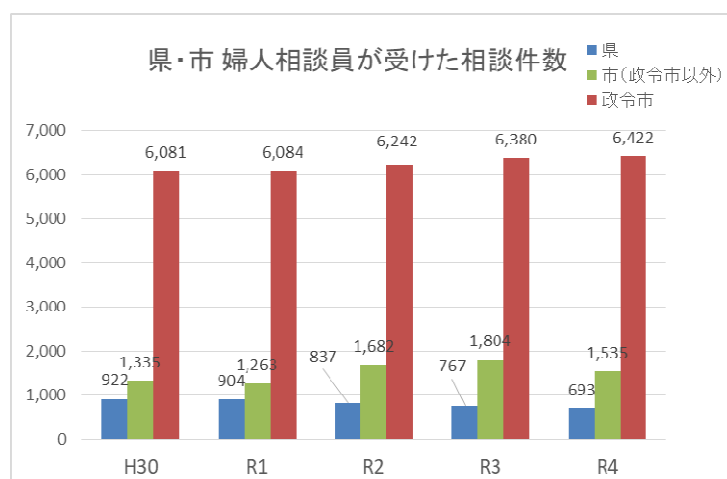
	夫等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	その他の人間関係	男女・性の問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰宅先なし	計
18歳未満	0	4	9	0	0	0	2	10	0	25
18～20歳未満	18	27	32	1	5	0	9	25	3	120
20～30歳未満	178	353	131	19	25	7	55	90	60	918
30～40歳未満	377	647	73	14	44	11	50	99	69	1,384
40歳以上	815	591	155	17	61	30	83	45	104	1,901
全年齢	1,388	1,622	400	51	135	48	199	269	236	4,348

※福岡県男女共同参画推進課調べ

※年齢不明除いて集計



【図表 9】 婦人相談員が受けた相談件数（県・市別内訳）



※福岡県男女共同参画推進課調べ

婦人相談員設置市（R5.4.1 現在）

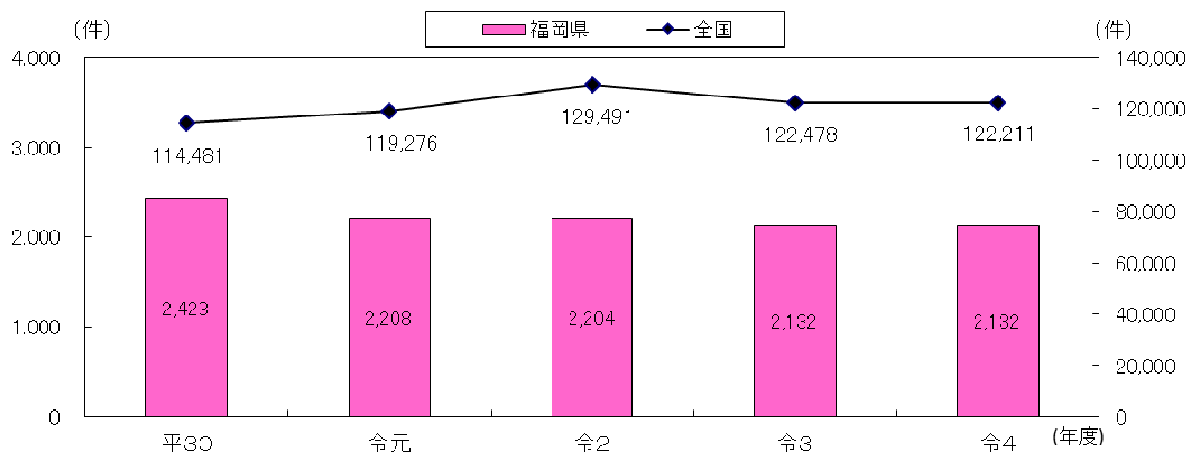
政令市（2市）	北九州市、福岡市
その他の市（9市）	大牟田市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、うきは市、嘉麻市 ※八女市はH30年度に、うきは市・嘉麻市はR1年度にそれぞれ設置

（4）配偶者暴力に係る相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センター（12カ所）で受けたDV相談の件数は、平成30年度の2,423件から令和4年度の2,132件に減少しています。

一方で、警察におけるDV相談等受理件数は、令和元年の2,940件を境に減少していましたが、令和4年は2,620件となっており、増加に転じています。

【図表 10】 配偶者暴力相談支援センターが受けた相談件数

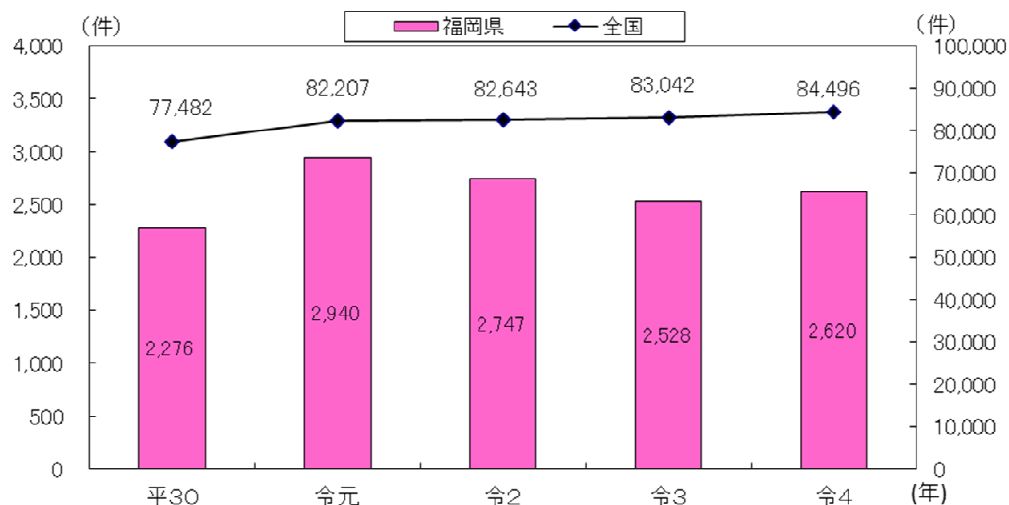


※内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

※配偶者暴力相談支援センター12カ所

（県：10カ所 北九州市：1カ所 福岡市：1カ所）

【図表 1 1】 警察におけるDV相談等受案件数

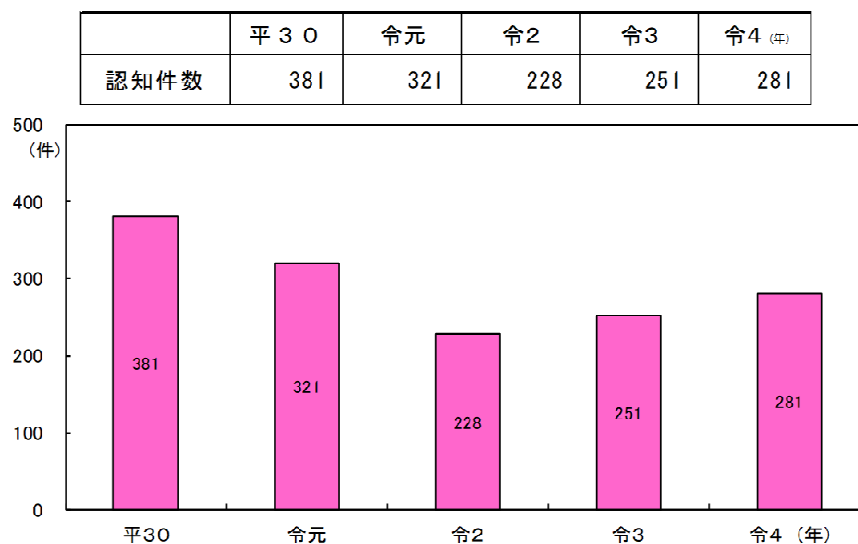


※警察庁、福岡県警調べ

(5) 性犯罪認知件数の推移

福岡県における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の警察の認知件数は、令和4年は281件と前年より増加しています。

【図表 1 2】 性犯罪認知件数の推移（福岡県）



※福岡県警調べ

※刑法改正(R5.7施行)により「強制性交等」が「不同意性交等」、「強制わいせつ」が「不同意わいせつ」に変更

(6) 民間団体との協働による支援について

令和元年度から、民間団体と協働し、自らの悩みを抱え込み既存の相談窓口につながりにくい10代から20代の若年女性に対し、繁華街や公園などに出向き声掛けなどを行うアウトリーチ支援、SNS相談、宿泊や食事の提供を行う一時的な保護、住宅の確保、公的機関等への同行などの自立支援を行っています。この若年女性支援事業の実施を通じて、家族からの虐待や性的被害など深刻な被害にあった方が、自らの悩みを口にするまでには、支援者との信頼関係の構築やそのための時間も必要であることもわかってきました。令和4年9月からは、昼間に気軽に立ち寄れるフリースペースを提供しており、相談までのワンクッションとしての役割も果たしています。

また、令和3年度からは、コロナ禍における女性の孤独・孤立対策として、幅広い年代に支援対象を広げました。令和4年7月からは、公認心理師等による出張相談を行い心理的なトラウマや精神的な不調を抱えている方への心のケアを行っています。

このような民間団体の柔軟な取り組みの結果、希死念慮の高い方の自殺防止、医療機関への受診、生活保護の受給などの成果につながっています。

【図表13】「困難を抱える若年女性支援事業」事業実績

事項		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アウトリーチ	実施回数	14回	11回	9回	21回
	声掛け人数	196人	139人	27人	347人
SNSアウトリーチ		75件	786件	534件	740件
相談（電話、メール、SNS、面談）		1,063件	2,232件	1,832件	2,129件
うち、SNS相談		644件	1,353件	635件	968件
一時的な保護		2件	4件	0件	1件
フリースペース		—	—	—	54人
自立支援（住宅支援、専門機関への同行支援など※）		6人	13人	33人	26人

※令和元年度は、10月から事業実施。

※自立支援は、各年度の新規の支援者のみを計上

【図表14】「女性と社会のつながり事業」アウトリーチ支援件数等

		令和3年度	令和4年度
アウトリーチ	実施回数	32回	66回
	声掛け	1,434人	2,125人
相談（メール、電話、SNS、面談）		26件	229件
専門機関へのつなぎ・同行支援		3人	10人
公認心理師等による出張相談（R4.7～）		—	77件

(7) 『困難を抱える女性への支援のあり方』 検討会について

県基本計画策定前の手続きの1つである「支援者や関係者からの意見を幅広く聴取」する場として設定し、困難を抱える女性への支援のあり方について、行政機関、困難を抱える女性支援に係る民間団体、学識経験者から成る16名の委員により検討し、施策体系（14ページ参照）の柱、施策の方向、具体的施策をまとめました。

【開催実績】

第1回：令和5年6月28日（水）

第2回：令和5年7月31日（月）

第3回：令和5年12月6日（水）

【主な意見】

- ・一機関で相談もアフターケアもというのは難しい。連携していくことが重要。
- ・虐待が日常になると虐待を受けていることに気づけなくなる。フリースペース等第三者と雑談して気づける場が必要。
- ・行政に相談に行くことをハードルが高いと感じる人もいる。
- ・民間団体同士でも、支援の資源について情報が不足している。連携のためのネットワークづくりを趣旨とした会議等の場が必要。
- ・相談員が相談・援助に係る専門的な知識や技術の向上を図れるよう、経験年数等に応じた体系的な研修の実施が必要。
- ・相談員が応対に困った際に専門的なアドバイスを求められる相談先が必要
- ・保護が必要なDV被害者でも、携帯使用の制限など秘匿のためのルールを「ハードルが高い」として、一時保護所への入所を辞退するケースが発生している。

(8) 「困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査」について

協働が可能な民間団体及びその活動状況について実態を把握し、現状や課題を分析したうえで今後の施策に反映するため調査を実施しました。

【調査概要】

(1) 調査期間 令和5年6～10月

(2) 調査方法 事前書面アンケート調査、ヒアリング（訪問又はオンライン）調査

(3) 調査対象団体

20団体（若年者支援、障がい者支援、ひとり親支援、困窮者支援、高齢者支援、DV被害者支援、性暴力被害者支援等、女性支援に係る団体）

①活動地域別

福岡地域 8団体

北九州地域 5団体

筑後地域 4団体

筑豊地域 6団体

②支援内容別（重複あり）

アウトリーチ	5 団体	物資の提供	15 団体
相談支援	18 団体	食事の提供	10 団体
居場所の提供	13 団体	同行支援	14 団体
居住支援	9 団体	同伴児童等への支援	5 団体
一時保護	8 団体	就労支援	9 団体
心理的ケア	6 団体		

(4) ヒアリング調査での主な意見（概要）

- ・他の民間団体と提携している団体が多く、また、何らかの連携先を確保している。
- ・会員間で相互の活動が把握でき、連携できる場があれば、多くの団体が参加を希望。
- ・支援を要する女性は、知的障がいや発達障がいを抱えている人が多い。また、虐待を受けた経験のある対象者が多く、虐待が「日常」になると本人自身が困難な状況にあることに気づけなくなる傾向にある。
- ・各団体が支援する女性は、公的機関への不信感・警戒心を抱いている場合が多い。
- ・精神面や発達上で困難を抱えている支援対象者に対応するスタッフの精神的健康への影響が大きい。
- ・相談やケースワークには高い専門性が必要であるため、人材育成が支援の質を確保するうえで重要。

## 5 課題

現状、『『困難を抱える女性への支援のあり方』検討会』における議論及び「困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査」の結果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

### (1) 相談支援機能の強化

女性相談所の電話相談件数は年々増加しており、その相談内容も多岐にわたっています。婦人相談員が受けた相談件数も高止まりしています。また、民間支援団体も含めた相談員等の精神的ケアの必要性も指摘されています。相談員の資質向上も含めた相談支援機能の強化が求められています。

### (2) 要支援者の早期把握と支援の提供

支援を要する女性は、精神や身体を傷つけられている状況にあることが多く、また、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくい方が多いため、支援対象として潜在化する可能性が高い状況にあります。できる限り早期に把握して必要な支援に結び付けることが求められています。

### (3) 民間団体等、関係機関の連携による支援

困難な問題を抱える女性が抱える課題は、多様化、複合化、複雑化しており、一機関だけですべての支援を行うのは限界があります。専門機関や民間支援団体、その他関係機関と連携し、各種福祉制度の活用も含め、包括的な支援にあたることが求められています。

### (4) 状況に応じた一時保護等

女性相談所の一時保護件数は減少傾向にあります。一時保護の同意が得られない理由として、外出が自由にできないこと、仕事や学校を休みたくないこと、携帯電話を使用したいことなどが挙げられています。本人の意向にも配慮し、民間シェルターや社会福祉施設の活用も検討することが求められます。

### (5) 市町村に対する支援

女性支援新法では、市町村が支援の主体として位置づけられています。市町村の努力義務とされた市町村基本計画の策定や女性相談支援員の設置を進めるとともに、市町村職員への情報提供や研修実施等を行うことが求められています。

## 6 施策体系

困難を抱える女性に対して、それぞれの状況に応じ、要支援者の立場に立った最適な支援が行えるよう、次の5つの柱のもと、取組みを進めることとします。

- (1) 誰もが安心して相談できる体制の充実
- (2) 一時保護体制の充実
- (3) 生活の安定に向けた支援
- (4) 関係団体との連携による女性支援の推進
- (5) 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

また、計画の実効性を高めるため、重要な施策について、2年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証し、評価を行います。

### 施策体系

柱	施策の方向	具体的施策
1 誰もが安心して相談できる体制の充実	(1) 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実	ア 女性相談支援センター等の充実
		イ 職務関係者の相談・援助技術の向上
		ウ 既存の相談窓口との連携
	(2) 外国人、障がいのある人、高齢者への適切な対応	
	(3) アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握	ア 相談窓口の周知
		イ 早期把握及び適切な対応の確保
ウ 若年者への支援		
2 一時保護体制の充実	(1) 一時保護体制の充実及び状況に応じた支援	
		(2) 同伴児童等への支援
		ア 児童相談所等との連携
イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実		
(3) 心理的ケアの充実		
3 生活の安定に向けた支援	(1) 住宅の確保支援	ア 公営住宅への入居支援
		イ 民間住宅への入居支援
	(2) 自立のための支援	ア 就業の支援
		イ 女性自立支援施設等における自立支援
		ウ 福祉制度の活用
		エ 民間団体と連携した継続支援
		オ 適正な情報の管理
	カ 法律相談に関する情報提供	
(3) 心理的ケアの充実		
4 関係団体との連携による支援の推進	(1) 民間団体との連携	
	(2) 市町村との連携	
	(3) 支援調整会議の開催	
	(4) 人材育成・研修	
5 教育・啓発の推進	(1) 人権教育・啓発の推進	
	(2) 様々な機会を活用した幅広い啓発の推進	

第2部

# 計画の内容





## 第2部 計画の内容

### 柱1 誰もが安心して相談できる体制の充実

#### 施策の方向(1) 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実

多様化・複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、相談者の課題や背景などを整理し、相談者本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

相談者の立場に立った相談体制や関係機関との緊密な連携体制を構築します。

女性相談支援員の知識や相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修及び相談員の心理的なケア等に取り組みます。

#### 【具体的施策】

- ア 女性相談支援センター等の充実
  - ・女性相談支援センターの相談体制の充実
  - ・市町村への働きかけ
- イ 職務関係者の相談・援助技術の向上
  - ・女性相談支援員・女性支援に関わる職員の専門性の向上及び心理的なケアの充実
  - ・関係機関・窓口職員研修の実施
- ウ 既存の相談窓口との連携強化

#### 施策の方向(2) 外国人、障がいのある人、高齢者への適切な対応

法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象とすることが求められています。

外国人、障がいのある人、高齢者等相談者の状況に応じた適切な対応を行っていきま

#### 【具体的施策】

- ・関係職員研修の充実
- ・関係窓口への同行支援の実施
- ・外国人からの相談への対応
- ・障がいのある人、高齢者からの相談への対応

### **施策の方向（3） アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期の把握**

女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

#### **【具体的施策】**

- ア 相談窓口の周知
- イ 早期把握及び適切な対応の確保
  - ・医療関係者への周知の促進
  - ・民生委員・児童委員、保育所・学校関係者等の理解の促進
- ウ 若年者への支援

## **柱2 一時保護体制の充実**

### **施策の方向（1） 一時保護体制の充実及び状況に応じた支援**

一時保護所、一時保護委託先においては、被害者の一人ひとりの状況に応じた保護、支援体制の充実に努めるとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を強化します。

#### **【具体的施策】**

- ・一時保護体制の充実
- ・一時保護先の拡充・連携
- ・外国人への配慮
- ・障がいのある人・高齢者の対応に係る市町村との連携
- ・警察による被害の防止

### **施策の方向（2） 同伴児童等への支援**

支援対象女性の同伴児童等に対して、情報の聞き取りを行った上で、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しつつ、学習支援・心のケア等の適切な支援を実施します。

#### **【具体的施策】**

- ア 児童相談所等との連携
- イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実
  - ・関係機関との連携強化
  - ・保育機能の充実

### **施策の方向 (3) 心理的ケアの充実**

一時保護中の支援者対象者の心身の回復を支援します。

#### **【具体的施策】**

- ・一時保護中の保健・医療的ケアの充実

## **柱3 生活の安定に向けた支援**

### **施策の方向 (1) 住宅の確保支援**

支援対象者が地域で自立して生活を送るためには、第一に住居の確保が必要となります。しかし、自立の意思はあっても、十分な所持金がないなどの経済的理由により住宅の確保が難しい場合も多くあります。このため、支援対象者の状況に応じた住宅確保の支援を行います。

#### **【具体的施策】**

- ア 公営住宅への入居支援
  - ・ 県営住宅における優遇措置等への入居支援
  - ・ 市町村公営住宅への入居支援
- イ 民間住宅への入居支援
  - ・ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援
  - ・ 民間団体との連携

### **施策の方向 (2) 自立のための支援**

支援対象者は暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験によって心身の健康を害していることがあり、信頼できる他者との関係構築や経済的基盤が十分ではありません。自らの努力のみで経済的に自立し、安定した生活を確立することは大変困難であり、状況に応じた支援が重要です。

県の関係部署や福祉制度の窓口となる福祉事務所、各種手続きの窓口となる市町村、民間団体などの関係機関とも連携し、支援対象の女性が安心して自立した生活を確立していけるよう支援に努めます。

### 【具体的施策】

- ア 就業の支援
  - ・就業支援機関との連携強化
  - ・職業訓練の受講機会の確保
- イ 女性自立支援施設等における自立支援
  - ・女性自立支援施設での支援
  - ・関係機関との連携の強化
  - ・職員の研修・心理的ケアの実施
- ウ 福祉制度の活用
- エ 民間団体と連携した継続支援
- オ 適正な情報の管理
  - ・関係窓口における適正な措置の確保
  - ・学校等における適切な対応の確保
- カ 法律相談に関する情報提供

### **施策の方向（3） 心理的ケアの充実**

暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関や心理的ケアを実施している民間団体等関係機関とも連携し、継続的な心理的ケアを行います。

### 【具体的施策】

- ・民間団体との連携強化

## **柱4 関係団体との連携による支援の推進**

### **施策の方向（1） 民間団体との連携**

本県では、民間団体が、困難を抱える女性を対象としたアウトリーチ、気軽に立ち寄れる居場所の提供、相談、居住スペースの提供、同行支援、自立支援、各種研究などの活動を行い、重要な役割を担っています。

女性支援に取り組む民間団体と情報や支援ノウハウの共有等を行うネットワーク構築を図ります。

### 【具体的施策】

- ・ネットワークの構築等

## **施策の方向（2） 市町村との連携**

法においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定や女性相談支援員の配置が市町村の努力義務として規定されています。また基本方針において、市町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、主体性を発揮し、関係機関相互に連携のうえ、必要とする支援を包括的に提供することが求められています。

今後、市町村における困難を抱える女性への支援の充実のためにも、基本計画の策定、相談窓口の周知や女性相談支援員の配置に向けた支援を行う必要があります。

### **【具体的施策】**

- ・市町村基本計画の策定支援、女性相談支援員の設置促進等

## **施策の方向（3） 支援調整会議の開催**

支援対象者の早期発見、一次保護や自立支援のためには、市町村や関係機関、民間団体との連携が不可欠です。

また、法において、県及び市町村には、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に係る関係者により構成される支援調整会議を組織することが求められています。

このため、県内の関係機関等により構成する支援調整会議を設置し、困難を抱える女性への支援に関する情報共有を行うとともに、連携強化を図ります。

### **【具体的施策】**

- ・支援調整会議の設置

## **施策の方向（4） 人材育成・研修**

多様化・複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性を支援するには、各種支援に精通し、支援対象者の状況に応じた支援技術を習得する必要があります。支援に従事する職員等の資質向上のための各種研修を行います。

### **【具体的施策】**

- ・支援技術に係る研修

## **柱5 教育・啓発の推進**

### **施策の方向(1) 人権教育・啓発の推進**

困難な問題を抱える女性への支援は、法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」という視点により推進することが求められています。支援の推進にあたっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成が不可欠です。

学校、市町村等との連携を図りながら、学習機会の確保などに努めます。

#### **【具体的施策】**

- ・ 幅広い研修の実施・学習機会の確保
- ・ 家庭教育に対する支援の促進
- ・ 学習機会の充実及び学校教育と社会教育の連携の促進

### **施策の方向(2) 様々な機会を活用した幅広い啓発の推進**

様々な機会を活用し、広く県民に対して、女性に対する暴力根絶及び性暴力被害防止に向けた研修や啓発を行います。

また、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる支援制度について、積極的な周知を図ります。

#### **【具体的施策】**

- ・ 支援制度等の周知
- ・ 若年層に対する啓発の推進
- ・ 男女共同参画表彰の実施

第3部

# 計画の推進





## 第3部 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 県の推進体制

- 福岡県男女共同参画審議会に本計画の進捗状況を報告し、意見を施策へ反映します。
- 知事を会長とする福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議とその実務を担当する幹事会において、全庁的な情報の共有を行い、施策の効果的な推進を図ります。

### 2 成果指標

指 標	現状値 (R5)	目標値 (R7)
民間支援団体連携ネットワークへの参加 団体数	0 団体	36 団体
困難な問題を抱える女性への支援に係る 市町村基本計画を策定した市町村数	0 団体	13 団体